

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第5号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～20 略 <u>21 一般財団法人地域創造</u> <u>22・23</u> 略 <u>24 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>	別表第1（第2条関係） 1～20 略 <u>21・22</u> 略
別表第2（第2条関係） 1～10 略 <u>11 地方公共団体金融機構</u> <u>12・13</u> 略	別表第2（第2条関係） 1～10 略 <u>11・12</u> 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。